

高砂市中小企業労働福祉対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業労務改善事業の趣旨を尊重し、各事業所相互の連絡調整を密にし、この普及徹底と効果的な運用を図るとともに高砂市中小企業労働福祉協議会が実施する事業に要する費用について補助を行い、労務改善事業を円滑に推進することを目的とする。

(補助対象)

第2条 市長は、高砂市中小企業労働福祉協議会に対し、次に掲げる事業を行う場合について、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- (1) 中小企業労務改善事業の普及推進
- (2) 労務改善について共同で行う諸行事
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）（以下「補助金交付規則」という。）第2条第1項の規定により定めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第4条 補助金の申請等の手続については、補助金交付規則の定めるところによる。

(規則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。